

群交規第200号
令和7年6月30日

一般社団法人群馬県トラック協会 様

群馬県警察本部交通部
交通規制課長

物流関係車両に係る駐車許可に関する周知について（依頼）

近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）を踏まえつつ、駐車許可に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、群馬県警察では警察庁からの通達に基づき、駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用についての見直しを進めています。

ついては、別紙により、貴協会関係の物流関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

令和 7 年 6 月
群馬県警察本部交通規制課

駐車許可についての御案内

群馬県警察では、警察庁から示された方針に基づき、駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しを進めています。

主な見直しの内容は以下のとおりです。

- 駐車許可に係る用務に貨物集配が含まれる。
- 用務先以外の駐車可能な場所の有無を示す範囲について、用務先からおおむね100メートル以内に駐車場がない。」とし、全国的に統一する。
- 申請書の様式、添付書類、申請手続に係る運用を全国的に統一する。
- 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一する。
- 許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処する。

新たな運用の開始時期については、令和7年7月1日を予定しており、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも全て許可されるわけではありません。

詳しくは、群馬県警察本部交通規制課までお問い合わせください。